

使用済小型家電を！ 無料で回収します！

平成27年11月1日より始まります！

使用済小型家電は、 大切な資源です

小型家電の部品には、貴重な資源が含まれています。
ご家庭に眠っている、携帯電話、デジタルカメラなどの
使用済小型家電のリサイクルにご協力をお願いします。



リサイくるん©

ボックス回収の主な対象品（例）

家庭で使われなくなった小型家電で回収ボックスの投入口

40cm × 20cmに入るものが対象です。



携帯電話



デジタルカメラ



音楽プレーヤー



小型ゲーム機



電卓



付属品類

詳しくは裏面を参照ください

投入口に入らない小型家電

回収ボックスの投入口に入らない少し大きめの小型家電は、
従来通り、**不燃ごみ（空缶・金属類）**の日にお出してください。
1人で運ぶことができない家電は送料が必要となります。
分別された使用済み小型家電は国が認定した
リサイクル会社へ引き渡され適切に処理されます。

設置場所など

設置場所

役場分庁舎
総合文化センター
祝島公民館
八島公民館

回収時間

開庁・開館日
8時30分～17時15分

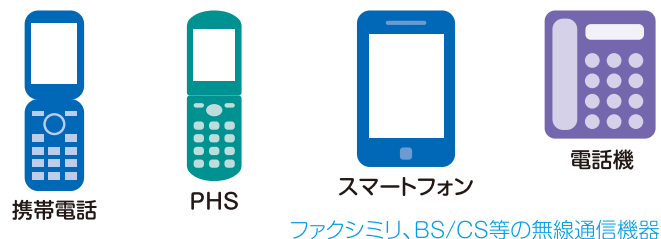


使用済小型家電の回収にご協力をお願いします。

小型家電リサイクル回収品目一覧

制度対象
全96品目

通信機器類



パソコン及びパソコン周辺機器



音楽・映像関連機器類 ゲーム機



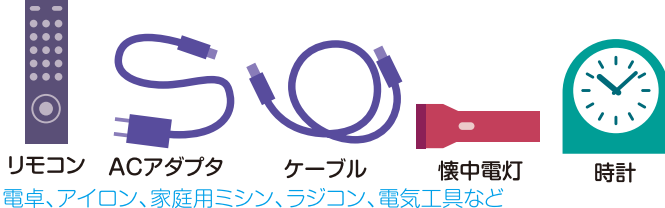
調理用・衛生用・美容用電気機器類



車載電子機器類



その他家電製品



回収できない品目 (小型家電には属していない、または処理困難な家電品です。)



※記載のない品目については事前に生活環境課へお問い合わせください。

ご注意

- PC、携帯電話、デジタルカメラ、ICレコーダーなどに保存している個人情報、必ず消去してから出してください。
- 電池や蛍光管、バッテリー (充電式電池) は必ず外し、別にしてお持ち込みください。
- 回収した小型家電をそのまま中古品として再使用することはありません。
- 家電リサイクル法で指定されている家電4品目 (テレビ、エアコン、冷蔵・冷凍庫、洗濯・乾燥機) については、対象外となっておりますので、リサイクル料をお支払いのうえ、処分をお願いいたします。

お問い合わせ

上関町役場 生活環境課 TEL: 0820-62-0314